

鳥取市立病院職員採用試験

問 市立病院総務課 ☎ 0857-37-1522 📠 0857-37-1553

試験区分	採用予定人数	受験資格	試験会場	申込受付期間	試験日
看護師 助産師	25人	昭和33年4月2日以降に生まれた人 ※看護師・助産師免許取得者（平成30年3月末までの取得見込者含む）	鳥取市立病院 的場一丁目1番地	6月14日(水)まで	6月25日(日)
			鳥取県関西本部 大阪市北区梅田1-1-3-2200 大阪 駅前第3ビル	6月21日(水)まで	7月2日(日)
			サンピーチ OKAYAMA 岡山市北区駅前町2丁目3番31号	6月28日(水)まで	7月8日(土)

試験方法 面接および小論文

受験案内 市立病院 1階総合案内、市役所本庁舎 1階総合案内所、駅南庁舎 1階総合窓口、各総合支所、鳥取市関西事務所（鳥取県関西本部内）で配付

※詳しくは受験案内または市立病院ホームページをご覧ください。

精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証（精神通院）の更新手続き

問 駅南庁舎障がい福祉課 ☎ 0857-20-3474 📠 0857-20-3406

精神障害者保健福祉手帳の有効期間は申請受理日から2年間、自立支援医療受給者証（精神通院）受給者証の有効期間は申請受理日から1年間です。

※有効期限の3ヶ月前から更新手続きが可能です。

■窓口（次のいずれかで更新手続きができます）

- 市役所駅南庁舎障がい福祉課
- 各総合支所市民福祉課
- 通院先の医療機関医事課（医療機関によってはできないところもありますので、確認して下さい）

■必要な書類

精神障害者保健福祉手帳

- ・申請書（窓口にあります）
- ・現在使用の精神障害者保健福祉手帳
- ・医師の診断書（手帳用）または障害年金証書
※なお、精神障害者保健福祉手帳と障害年金証書の等級が異なる人はお問い合わせください。
※年金で申請の場合は、証書原本と振込通知書、または通帳（直近年金振込記載のもの）
- ・写真（手帳の更新記載欄が無くなった人も必要）
- ・印鑑

- ・マイナンバーが確認できるもの（通知カードか個人番号カード）
- ・本人確認できるもの（障害者手帳、運転免許証など）
※代理人が申請する場合は、代理権の確認ができるものと代理人の本人確認ができるものが必要。

自立支援医療受給者証（精神通院）

- ・申請書（窓口にあります）
- ・現在お持ちの受給者証
- ・医師の診断書
※診断書は2年に一度の提出（受給者証で確認）
- ・医療保険証の写し
- ・所得・収入状況がわかる書類（年金、手当などの振込通知書の写しまたは通帳の写し。必要な年分が不明な場合はお問い合わせください）
- ・印鑑
- ・マイナンバーが確認できるもの（通知カードか個人番号カード）
- ・本人確認できるもの（障害者手帳、運転免許証など）
※代理人が申請する場合は、代理権の確認ができるものと代理人の本人確認ができるものが必要

出水期に備えた防災体制を

問 本庁舎危機管理課 ☎ 0857-20-3127 📠 0857-20-3042



概ね6月～10月は、梅雨や台風などで河川が増水しやすい時期（出水期）であり、注意が必要です。

総合防災マップなどで河川が氾濫した場合などに備えて、避難場所や避難方法などの確認をおこなしましょう。総合防災マップは、本庁舎、駅南庁舎の総合案内や、各総合支所の窓口、各地区公民館でも配布しています。

また、「あんしんトリピーメール」に登録すれば、防災・防犯など安全・安心に関する情報がメールで配信されます。登録は無料ですので、ぜひ活用しましょう。

■QRコードのメールアドレスが、
☎ e-tottori-safe@xpressmail.jp
へ空メールを送り、返信メールに記載されたアドレスへアクセスして登録してください。



平成29年度鳥取市職員採用試験【一般事務（大学卒業程度）・専門職】

問 本庁舎職員課 ☎ 0857-20-3107 📠 0857-20-3040

【職種・年齢要件】

職種など	年齢要件
一般事務（大学卒業程度）	昭和63年4月2日から平成8年4月1日に生まれた人
専門職 （土木・電気・衛生技師（化学）・保健師・ 管理栄養士・歯科衛生士・保育士）	昭和57年4月2日以降に生まれた人

【受付期間】

6月1日（木）～6月28日（水）

【試験日程】

1次試験		2次試験		3次試験	
試験日	合格発表	試験日	合格発表	試験日	合格発表
7月23日（日）	8月上旬	8月下旬	9月下旬	10月上旬	10月下旬

※試験についての詳しい内容は、受付開始日より市役所本庁舎1階総合案内・2階職員課、駅南庁舎1階総合案内、各総合支所、鳥取市関西事務所で配布する受験案内または本市公式ホームページでご確認ください。

※事務（高校卒業程度）・社会人経験者対象の試験については、市報7月号でお知らせします。

介護保険負担限度額認定証の更新手続き

問 駅南庁舎高齢社会課 ☎ 0857-20-3452 📠 0857-20-3404

現在お持ちの認定証の有効期限は7月31日です。介護保険施設（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療病床）に入所中の人は、施設が代行で申請手続きを行う場合がありますので、施設へご相談ください。在宅で認定証をお持ちの人には更新のお知らせをお送りする予定です。

【認定区分の判定】

利用者負担段階	負担限度額（本人負担額）		
	居住費（滞在費）		食費
第1段階 市民税非課税世帯（世帯を分離している配偶者を含む）で老齢福祉年金を受給されている人、生活保護を受給されている人	ユニット型個室	820円/日	300円/日
	ユニット型準個室	490円/日	
	従来型個室	490円/日 (320円/日)	
	多床室	0円/日	
第2段階 市民税非課税世帯（世帯を分離している配偶者を含む）の人のうち、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の人	ユニット型個室	820円/日	390円/日
	ユニット型準個室	490円/日	
	従来型個室	490円/日 (420円/日)	
	多床室	370円/日	
第3段階 市民税非課税世帯（世帯を分離している配偶者を含む）の人のうち、上2項に該当しない人	ユニット型個室	1310円/日	650円/日
	ユニット型準個室	1310円/日	
	従来型個室	1310円/日 (820円/日)	
	多床室	370円/日	
第4段階 上3項に該当しない人（市民税課税世帯）	居住費（滞在費）・食費については、施設が定めた金額をお支払いいただくことになります。		

※従来型個室の（ ）内の金額は、介護老人福祉施設に入所または、短期入所生活介護を利用した場合には、